

京大本紫明抄
天理本河海抄

引用漢籍注考證稿 桐壺(三)

朽尾 武

桐壺卷の考證はこの稿で終る。この卷は元服に関わる事項が多く、必要以上に時間を要した。「引用漢籍」という範囲を逸脱したかに見えるところがある。漢籍と言えば中国において著作された書籍や詩文集類を指す。四部分類によれば經・史・子・集に渡るものである。本考證はややこれを逸脱して、日本漢文(準漢文とも言う)や漢語をも含んでいる。

なぜこのように逸脱しているのか、説明を要する。一つの項目の中に漢詩文類が引用されているばあい、これ一つを抽出して考證してはあまり意味がない、そのため一項目は和文を含めてまるごと考證することにした。こんなことをするくらいだと全てを考證すればよいが、その任でもないので限定を加えたのである。

次に元服についての考證について使用した資料を紹介する。元服の手本は中国の唐代に求められる。これらを

含め箇条書にしてみよう。

一、唐・杜佑（七三四～八二二年）撰『通典』二百卷。活字標點本。中華書局刊 一九八八年。

○卷五十六卷、天子加元服、皇太子冠皇子皇孫附、諸侯大夫士冠、大功小功末冠議、女笄（周至大唐沿革）。

○卷一百二十二 開元禮纂類十七 皇帝加元服（細目略）、皇帝納后（細目略）。

○卷一百二十六、開元禮纂類二十一、皇太子加元服（細目略）。

○卷一百二十八、開元禮纂類二十三、親王冠百官庶人附。

日本においては紙数の関係上略記する。

二、源高明撰『西宮記』改訂史籍集覽。改訂増補故實叢書⑥⑦。

三、傳村上天皇撰『新儀式』四、五 群書類從卷八十、公事部、六輯。

四、藤原公任撰『北山抄』四、改訂増補故實叢書③①。

五、大江匡房撰『江家次第』十七、二十、改訂増補故實叢書②。

【桐壺】(紫ナシ。河²⁷314²⁰⁷F¹⁰。大成²²。新釋²³)

【河】は、さうき

左傳曰帝嫡妃曰皇后帝母曰皇太后宮帝祖母曰太皇太后

【考證】

左傳の出處未詳。誤りか。次の例がこれに近い。

●『漢書』九十七上 外戚傳²⁷七上「漢興、因秦之稱號、帝母稱皇太后、祖母稱太皇太后、適稱皇后、妾皆稱夫人。」(注)師古曰、適讀曰嫡。后亦君也。(標點本²³。②)。

【桐壺】(紫ナシ。河²⁷313²⁰⁷F¹⁰。大成²²。新釋²³)

【河】はの見にてまつりて 閱尚書 便見同

【考證】

閱、側見いずれも『尚書』に見えず。閱は衆(おおい)の意。閱、閱の誤りか。

法下²⁵ 閱 閱 法下²⁵ 閱 閱

佛上²³ 側 側

●『尚書』十 周書 蔡仲之命十九「閱以側言改²⁷成²⁸度²⁹則予一人汝嘉³⁰」(四叢²⁶の側言は偏見をいう。側見は側言の誤りとも考へにくい。側を「ほのか」と訓む例として『日本靈異記』上、序の訓釋に「保乃加爾」(『日本國語大辭典』)が見える。

●劉宋鮑照「擬古詩」三首之三「側觀君子論³¹預見古人風³²」(和刻本文選³³の預見は「預見」の誤りか。)

●『說文解字注』「闕(闕)闕也此與規義別³⁴窺小視也从門規聲³⁵闕闕頭門中也」(闕)

〔ナニヤカ〕。この閃は「門内より偷み看る」(漢語大詞典220a)の意。閃は「説文」の説くように「闕」と同義。うかがう、ぬすみみる意。

●「方言」上「閃音熱賴音麗闕、眡勅纖反占伺視也。凡相定視南楚定謂之闕或謂之~~眡~~或謂之上或謂之賴賴中夏語也闕其通語也」(四叢155)。
『尚書』には「閃と閃いすれも見えぬが、閃をばのみる」と訓んだのであろう。

〔桐壺〕(紫20オ、18下。河ナシ。大成22。新釋232)

〔紫〕オ、ウ、イの宮

・後漢書云周礼曰王者立后 鄭玄註礼記曰后之言後 言在夫之後也。故以女謂後違
レ紫(64下。河ナシ。190上)女御事 考證

〔考證〕

○後漢書卷十上 皇后紀第十上(四叢15上、標點本397。の)

「周禮王者立后 鄭玄注禮記曰后之言後、言在夫之後也」
后とは皇帝の後に位置するので后という。

〔桐壺〕(紫20オ、18下。河28オ、26下。大成23。新釋234)

〔紫〕こよなうおほしなくさむ

・無越コヨナシ・閑雅コヨナシ 幽玄之儀也

〔河〕こよなう 無此世無越閑雅 是は幽玄之美我也 各別鑑

八雲抄曰うるせくものゝまさりたるなと云辭之(はるかいと云心に袂衣にもいへり

〔考證〕

溫故 89₅ 無_{コヨ}越_{サレ}

「子產曰：『政如農功，日夜思之，思其始而成其終。朝夕而行之，行無越思，而後行。』」朝夕如字，如農之有畔，言有次其過鮮矣。

「こよなく（たとへばうるせくものゝまう）たるなどいふていせ。はるかにといふ心にや衣にもいへり。源じには多事外也。よくく見るに「只」事外也。たとへばうるせくも同事也。」

〔桐壺〕（紫_{ナニ}河_{28ナニ}、_{208上4}大成_{23ナニ}、新釋₂₅₉）

〔河〕なつさへ 昵近

〔考證〕

親しみ馴れまつゐる。なじむ意。

●本朝文粹六、大江匡衡、讀特蒙天恩、依尾張園所濟功并侍讀、勞被拜解任美濃守、關狀「應和之侍讀中納言大江維時卿者、陪帷帳、服近天顏」
(身延本改)

新撰字鏡 二一蹈他交徒到二反踐 蹈上字 (2635 140 天治本)。

前田本字類抄下「提擧テイケウ乃同ノドウ（文章部）」（22ノ5 290）。

黒川本字類抄中「泥」ナツム水鳥一陸也。泥_ニ債_セ踐_{セン}已上同(36₂282)。

・韓非子「難言三」「身執鼎俎爲庖宰。脰近習親而湯乃僅知其賢而用之。」
 ①「なま」の鼎俎^{かまへ}（なま）とまなび。庖宰^{ほさい}料理人。

・北齊書十一、安德王延宗列傳三「殺其昵近九人」(四叢85③)。
・新唐書八十九、張公謹列傳十四「昵近小人」(四叢85②)。

〔桐壺〕(紫)ナニ。河(28和208上。大成23。新釋259)

〔河〕かきりすぎ御おもひとちにてなうとみにまひそ
共万葉 疏史記 獸(厭)外人 自氏文集

考證

○萬葉集八_{七五} 大伴坂上郎女歌一首
酒_{サカベ}杯_{ハシ}尔_ニ梅_{ウメ}花_{ハナ}添_{ソフ}添_{ソフ}念_{オモヒ}燕_{ツバメ}飲_{ノミ}而_{シテ}後_{ノチ}者_ハ落_チ去_ク登_{ノボ}母_{ハハ}手_テ之_ヲ

右の外 念共(十¹⁸⁸²)、^{「思共」}(八¹⁸⁹¹、十九¹⁸⁹⁴)、^{「於毛布度知」}(十七¹⁸⁹¹、三¹⁸⁹³)、^{「於毛布度知」}(十七¹⁸⁹¹)、^{「於母布度知」}(十七¹⁸⁹¹)、^{「意母布度知」}(五¹⁸²⁰)等の例がある。

○史記三、般本紀(高山寺本²⁹⁶、²²¹、標點本¹⁰⁶)

「諸侯以此益疏」

●佛下本¹³⁷「散イナ」

○白氏文集三、上陽白髮人(大東急藏金澤文庫本³¹⁸、天理永仁元年鈔本³⁸⁷)

「外人不見^{ミナシ}、^{「應天」}天寶末年^{「天理本」}人^{「人」}」

●法下¹³⁴「^{「人」}人^{「人」}」

【桐壺】(紫ナシ)河(28¹⁸⁴、208¹⁸⁴、大成²³、新釋²⁵)

「河」なめしとおけうて 輕^{ナシ}日本紀 無礼 新撰万葉 清(滑)宛字

は勢物語云いとなめしと思ひけれと心さしはいやまうけり

【考證】なめし 無禮である。無作法であるの意。

○日本書紀十八、安閑元年閏十二月己卯朔壬午(天理兼右本⁶⁴³、²²⁸②、國史大系⁴⁰、

②)

「輕背使手宣旨」

○同右十七、繼體紀二十三年夏四月(天理兼右本¹⁷¹⁹、²⁰¹②、國史大系²⁸②)

「何故二國之王不躬來集受^{「天皇勅」}輕遣使乎」

○新撰萬葉集上夏歌(新國歌大觀二私撰集、^{「卷類」}十六輯所)。

疎見^シ簡^シ駐^ム留^ル郷^ノ之^ヲ無^レ禮^ニ早^ニ山^ノ新^ニ公^ノ浮^ル岸^ノ手^ノ者^ノ鳴^ル

▲「無禮早」を「ナメケレバ」と讀んだ例があるのであろうか。あるいは『萬葉集』の誤りであろうか。

●萬葉集六卷十二月大宰帥大伴卿上京時娘子作歌二首之二（高書房版）

「無禮早」は校本萬葉集の底本である寛永二十年版本は「なければ」と（西本願寺本、同）とする。『萬葉代匠記』三、精撰本に「無禮登別校本亦云、ナメシト、…又第

十二ニ、妹登曰者、無禮恐ヲ、イモトイハハナケレカシコシト點セリ、然ルヲ別校本

ナニシ、妹登曰者、無禮恐ヲ、イモトイハハナケレカシコシト點セリ、然ルヲ別校本ナニシ、妹登曰者、無禮恐ヲ、イモトイハハナケレカシコシト點セリ、此點ニ隨フヘシ。ナメシハ人ヲ侮リ輕シテ、スナハ

ナ無禮ナル意ナリ。…（三二三）④。レナニ三三④）

同十二、正述心緒

「妹登曰者、無禮恐然爲蟹將巻欲言爾有鴨」

續日本紀ニテ、淳仁天皇天平寶字八年十月壬申宣命（國史大系四二卷）。

「汝多無禮、不從奈賣、在帝位、置許止不得」

○伊勢物語一〇五（伊勢物語に就きての研究校本篇）右の萬葉代匠記にも言及

佛上名「懷ナメシ。法中名「平懷ナメシ。法中名「攄ナメシ。同名「慢ナメシ」

●前田家本色葉字類抄「上名「平懷」同「懷」同「攄」同「慢」同

●黒川本色葉字類抄中「平懷ナメシ 无節同 疎躰同」

〔桐壺〕(紫) 20. 25. 19. 25. 河(28. 22. 28. 22. 大成 24. 新釋 24.)

〔紫〕廿二にて御元服し給

醍醐・延長七年二月十六日當代源氏二人元服、重母屋壁代擬書御座其所

立倚子御座孫庇第二間有引左右大臣座其南第一間並圓座二枚爲冠者

座並西南又圓座前置圓座先兩大臣被召着各着圓座引入從還着本座

次冠者二人立座退下於侍所改衣裝此間兩大臣給祿於庭前拜舞不着從仙

華門退出於射場着沓擬祿次冠者二人入仙華門於庭中拜舞退出參仁和寺

歸參

・宸儀御侍所倚子親王左右大臣已下近臣等同候有盃酒御遊兩源氏候此座候

親王之次依仰也親王之次依仰也深更大臣以下給祿兩源氏宅各調屯食廿具令分諸障所畢

・天慶三年親王元服曰內藏寮十具穀食院十具已上檢校太政大臣仰

之調之衛門府五具督儲之左馬寮五具御監仰儲之

・南殿版位東其東春興殿曰五辛櫛十合件等物有宣旨自長樂門出入上卿仰

辨官分給所々史二人勾當其事仰檢非違使分給辨官三太政大臣二左右近三具左右兵衛二左右衛門二藏人二内記所一藥殿御書所内豎所校書殿作物所各一内侍四采女二内教坊一糸所一御匣殿一

〔河〕十二にて御けんふくし給ふ

人生十二を一周といふ此年冠礼する和漢例也

礼記曰天子之子十二而冠

左傳曰歲星十二歲一周天天道大修故自夏殷天子皆十二而冠

公羊傳襄公年十二而冠之依八代記即小吳亦十二而冠則知天子諸侯

幼即位皆十二而冠矣

小吳顓頊夏殷帝王周文王魯曾襄公皆十二而冠

宋書志天子諸侯近十二遠十四十五為冠矣

寬弘七年七月十七日甲午今上親王元服一帝院十二

長保五年二月廿日庚辰左大臣男元服宇治關白十二

淮南子曰歲星而周天天道一備故國君十二而冠而娶十五而生子重國副不從古制也〔底本缺之〕

〔考證〕

○新儀式 光源氏皇子加元服事 (羣書類從八十六輯下)

源氏皇子可加元服。先撤書御座立倚子爲御座矣。源廂南第一間敷疊并茵爲加

冠座。其西南敷書圓座爲冠者座。集長十一年二月十六日。兩源氏加冠之時。源廂第二

時尅出御。令侍臣喚加冠人。加冠人參入着座。次源氏依召參入侍座。侍臣以理

髮具。恒冠等也。櫛置座側。次召侍臣堪其事者。四人理髮。訖加冠人進而加冠。

訖理髮人更進而理髮。畢退下。次源氏退下。更服參入。當于御座。於庭中拜舞

退出。次令內侍召加冠人。應召參上。命婦持祿給之。拜舞退出。其祿同親王

藏人召理髮者同給祿。王之例。親拜舞退出如初。內藏寮辦備饗饌。給殿上侍臣

或出御侍方有歌遊事。王卿已下至于六位。給祿有別法。(同書。親王加元服事。或

西宮記三十一。親王元服。以上。改訂史籍集覽本。紫明抄本文と新儀

式。本文の間に異同がある。兩源氏の一人は源高明。代安記。

○西宮記 三十一。臨時九。親王元服。天皇出御。御座。親王着座。注略之。

引入着孫廟南二間 依召疊一枚置茵二人候鋪二枚 第二二間太臣錦蹕納言兩面茵本
家備置加冠具親王座頭席（注）合（注）杯（注）一口巽前二階御冠
入柳理髮着親王座東（注）常圓座理髮了（注）入申市（注）理髮進攪鬢出了親王退引入退

（注略之）親王拜入自仙花門加冠依召着御前座（注）內侍於侍殿後（注）東戶下召引入女
拜舞懸（頸）出仙華門白樹（注）重御衣（注）龍衣大臣
加白樹御衣延喜九年二月內侍取右衛門督理髮給祿（注）所合納言入自北廊立御前
門退出幸出物（注略之）又召御前（注略之）宜陽殿西廂設餐春興殿西庭立北食三

十具（注）給祿男女凶藏寮備酒饌賜王卿殿上本家獻物王卿已下（注）入重行（注）人少召內堅
屯食所々檢王卿候御前孫比（注）（注略之）○天慶三年二月十五日第五六君來同獻

非違殿分行未刻參禁中候宜陽殿中宮職設親王公卿及侍從餐儀如二孟但侍從座用臺盤

物置日爭門北脫廊下為酒部所屯食三十具立南殿庭馳道以東祿辛櫓二十合兩
行立其北（以下略之）

○一代要記丙集第廿一 醍醐天皇 唐昭宗光化元年戊午 高明親王 正三位左大臣延喜二十年

職延長七年二 月十六日元服。（史籍集覽41頁）

○禮記正義二曲禮上漢鄭玄注唐孔穎達疏陸德明釋文(阮刻三冊本122頁中)

人生十年曰幼學二十曰弱冠(疏)其大夫之子亦二十而冠其諸侯之

○春秋左傳正義三十襄公九年十二月晉杜預注唐孔穎達疏(阮刻三冊本193頁)

問公年季武子對曰會于沙隨之歲寡君以生(沙隨在成十六年)晉侯曰十二年矣是謂一終

一星終也(歲星十二歲而一周天)國君十九而生子冠而生子禮也(冠成人之服故必冠而後生子)申略以先君之

祧處(疏)大戴禮公冠篇於士三冠後更加玄冕是也安此傳文則諸侯十二加冠也(主主十三生伯邑考則十二加冠親迎于渭用太子禮則天子十二冠也)

●唐杜佑通典二十六天子加元服(標點本197中華書局)

周制文王年十二而冠(注)左傳曰冠而生子禮也許慎云經異義曰春秋左傳說歲星為年紀十二而一周天天道備故人君子十二而冠也

夏服太子皆十二而冠

○(春秋)公羊傳今本襄公九年十二月に記事不見八代記に五帝三王紀であらう

●大戴禮記十三(公)冠符七十九(四部叢刊十三16左傳正義19頁引疏大戴禮記解詁十三

公符七十九16)

公冠四加玄冕(四加通為三玄堂通)(中略)成王冠(解詁)通典嘉禮注
(引五經異義云々)

●宋鄭樵通志二五帝紀志三五。三下三王紀三下志四八中。四十四天子加元服志六五上。臺灣

商務印書館十通④

帝顓頊（註）高陽氏（註）黃帝之孫昌意之子（註）生十歲而佐少昊（註）十二而冠（註）二十即帝位（註）（五帝紀）
文王身長十尺十二而冠（註）十三而生伯邑考（註）焉。（三王紀）

○宋書十四禮樂志（註）。標點本333/334

周之五禮其五為嘉嘉□□春秋左氏傳曰晉侯問襄公年（註）（中略）賈服說皆以爲人君禮十二而冠也（註）（中略）換禮傳之文則天子諸侯近十二遠十五必冠矣（註）

*後漢賈逵春秋左氏解詁（註）漢學堂經解黃氏逸書考卷69頁下（註）的中文出版社

國君十五而生子冠而生子（註）補注云賈服說多以（註）爲人君禮十二而冠（註）

*後漢服虔春秋左氏傳解詁漢學堂經解黃氏逸書考卷69頁下①

國君十五而生子冠而生子（註）人君禮十二而冠（註）

○淮南子（註）記論訓（註）四部叢刊三225。後漢高誘注學術名著22頁

禮三十而娶（註）（注略之）文王十五而生武王（註）非法也（註）歲星十二歲而周天（註）天道十二而備故（註）國君十二歲而冠冠而駢（註）十五生天子（註）重（註）

國嗣也。不
從故親也

●藤原行成權記 寛弘七年七月十七日 史料大成 142頁

七月 十七日辰刻參内、一宮御元服、在別記（敦康親王）

●日本紀略後篇十一條天皇長保五年二月廿二日。寛弘七年七月十七日。國史大系。

●廿日庚辰左大臣藤原朝臣、一身賴通於批把第加元服、加冠内大臣、理髮太藏卿

正光朝臣加首服之後敍正五位下、即參内、被申慶賀之上給御衣

・十七日甲子午第一親王敦康加元服敍正五位下

〔桐壺〕（紫一之河一2998209上3 大成243 新釋々）

大藏卿 藏人つがうまつる

雄略天皇之世 初有太藏官之號 卽以秦公酒爲太藏官頭云々一說太藏卿理髮藏人、役送兩人名毀 又云理髮役ハ藏人頭之而故障之時大藏卿勤之毀 又云藏人頭兼大藏卿毀藏人の太藏卿とも太藏卿の藏人ともいふ毀代々理髮藏人頭例之 又云太藏卿藏人所共ニ元服の所役を勤毀但親王元服ニ太藏省祿を儲事無元規毀然而是ハ准東宮御元服儀毀詞にもかきりある事に事とせへ春宮の御元服南殿にてありしにおこさせ給はずと有

大藏省

藏人所

周禮地官吏部之屬。本朝列置當省不計異朝之准據者。歟。此省掌諸國租稅諸公事之時。成功下文令。支配國之者。之（支配字類抄下以（前田家本、傍線部訓乞教示）

嵯峨天皇御宇弘仁年中始置之。授異朝侍中內侍等職。彼侍中尤為重任。內侍者官省之任也。本朝弘仁以往少納言及侍從為近習宣傳之職。而弘仁初置當省所以公卿第一為別當。在大臣四位侍臣中。授其人為頭。上五位頭有例。五位中又撰補三人。六位中撰補四人。近代謂之職事。又為要籍。馳仕六位中撰良家子。令候殿上。謂之非藏人（私に讀點反點。傍訓を加う。要籍馳仕。官衙の下級役人）

〔考證〕

●日本書紀 十四雄略天皇 十五年（國史大系 85頁。兼有本 65頁。④天理善本叢書）

十五年。秦民分散。臣連等各隨欲。馳使勿委。秦造由是秦造酒。其以為。而仕於天皇。天皇愛寵之。詔聚秦民。賜於秦酒。公（中略）因賜姓曰萬豆麻呂。

●同廿六。齊明天皇四年冬十月（國史大系 84頁。兼有本 75頁。③）

冬十月。庚戌朔甲子。幸紀。還湯。中略（口號曰。耶麻呂。與底（中略）飯底。綱。渡。綱。武。詔秦大藏造萬里曰。傳斯歌。勿令忘於世（私に訓點を加えるところあり）

山越

要道而行也

●古語拾遺 嘉祿本 462 曆に本以頁(天理善本叢書 古代史稿集)

至於長谷朝倉朝泰氏分散寄赫池族泰酒公進仕蒙寵詔聚泰氏賜於酒公仍舉
大和國城上郡

領百八十種勝部葛織貢調花積庭中因賜姓宇豆麻佐(中略)泰氏出納其物陳
西文氏勸錄其簿是以漢氏賜姓為內藏大藏今泰漢云氏為內藏大藏主鎰藏部
之縁也(傍訓左右の内側は嘉祿本外側は曆に本詳細は影印本參照)

■理髮については前項(十二にて御けんふくし給ふ)の新儀式等參照

●北山抄四、皇太子加元服儀 加冠理髮人 改叢 ①

〔春宮坊司就各宿所給其裝束仍改衣服祓候障座各龍綱平文笠(中略)其人兼日
被示仰也〕(以下略之) (替)

●新儀式云皇太子將加元服 類從等輯

理髮者 延喜、中納言定房卿

(參看故實拾要 九、元服 改叢 ② (藤崎維章 元文五(一五〇)七月(日没)

理髮ト云ハ一々作法有テ髮末ヲ切テ理髮ト云也(中略)都テ堂上ニハ髮ヲ剃ルナシ又理髮ハ

四位五位ノ殿上人勤之也。

- 新儀式 四(天皇加元服事) 225上12
奉賀天皇御算事

樂訖雅樂退出。左近衛門長樂門、大藏省入。自此門、積祿綿、大臣奏、見參、又、少納言唱、見參、給祿侍從并中官職司屬已上預之。又於左近衛門所以衣被給。大夫已下屬已上有差。職司以祿辛櫃衣被給。殿上侍從臣童子已上并女房命婦藏人等。是事。六年、大藏省入。自長樂門、積祿綿、并官奏目錄、皆同。上(中略)于時還御太殿(以下略之)。

■河海抄が不審とするように親王、源氏の元服に右の例を見ない。光源氏を龍愛するあまり父帝は例外として破格の扱いをしたものか。

- 倭名類聚鈔五 官名第五上、省 568、600上
- 倭名類聚鈔五 官名第五上、省 568、600上
- 省 職員令云(中略)大藏省 於保久良乃都加佐

- 拾芥抄 中 325、336、故叢②

- 大藏省 改節部省、宮城内達智門西、(以下略之)

- 大藏卿 大藏省 大府或大府寺(以下略之)

- 大藏卿 天官外官 大府卿
- 周禮 六、冢宰以給官之職、大府、以通典、二十六、職官八、大府卿、唐杜佑中華書局(參照)

大府、掌九貢九賦九功之貳、以受其貨賄之入、頒其貨賄于受藏之府、頒其賄于受用之府。(後漢鄭玄注)九功謂九職也、受藏之府若內府也(以下略之)

- 帝王編年記 十二、弘仁元年、三月、國史大系(正安二二九九一三〇二頃成立)

嵯峨天皇（弘仁）元年庚寅。佛滅後一千七百五十七年。當唐憲宗元和五年也。三月、始定置藏人頭。巨勢野足藤原冬嗣。

●禁秘抄考註中、藏人事24。故叢、牟田橋泉（元禄十四年（七〇二）刊）。順德院の「禁秘抄」（承久二年（一一三二）頃成立。群書類從三六輯抄）の注。

藏人事。買數人。中古人常事也。七人有例。隨不置五位藏人。臨時敘爵元可止事也。公卿侍臣。息幼少ナドハサモアリ。只諸大夫等子預臨時敘爵元無就事燦（中略）公卿侍臣。外自家直補藏人無之。諸院官藏人。判官代也。凡補藏人。道有淺深。第一公卿侍臣子。是不及左右。第二非藏人。第三執柄當。第四院藏人并母儀藏人。后六位等第五所藏。第六成業儒。第七所々藏人判官代。凡補藏人。延喜本曆御記頭奉執。河太臣等仰之。又召御前仰之。或又彼御時内侍官也。頭以下五位藏人下知之。小舍人向彼家也。（以上）*本文法。殿上小舍人藏人奉仰下知小舍人。

（考註）藏人事。○公卿補任。云嵯峨天皇弘仁元年三月十日始置藏人所。同日藏人頭六位藏人被置之。同二年被置五位藏人。藏人所藏人會集官舍也。西宮記云在左書殿有別當太臣頭藏人出納小舍人。長年官進月奏多。以少納言職移于當職也。買數五人中古人常事也。七人有例。○所謂六位藏人也。公卿補任。云弘仁元年三月十日被置之。○（隨不置五位藏人）。○弘仁元年被置藏人時未置五位只置六位八人也。被置五位事。公卿補任。云良岑朝臣安世弘仁二年補藏人（以下略之。讀點。訓と一部松加う。執柄當に關自家の侍所の別當の下事故官。成業儒大學寮を修了し紀傳明經道の合格者。内侍宣内侍司の女官が勅命を受けて檢非違使に發した文書。）

●拾芥抄中、宮城部みやぎ、故叢こそう②

藏人所くらひに在くらひに、敎書殿くわうしよてん有別當ありべつたう、左大臣さだいじん一人、藏人くらひに久人ひさひと、出納しゅつなつ三人、小倉こくら久人ひさひと、有熟食ありじよく年官としくわん進月奏しんげつそう、或云あるいひ衆しゆ寸人すんじん有内官ありうちくわん或所衆ありしよしゆ廿二人にじふににん、龍口りゆうくち廿二人にじふににん、或藏人くらひに八人はちにん、五位ごゐ二人ふたにん、或三人あるいひ、六位ろくにん二人ふたにん、或五人あるいひ、是皆職事也。

〔桐壺〕(紫)22.14.19.16 河30.30.21.0.13 大成25 新釋27.14

〔紫〕まようへに御けしき給はらせければ御ときよく

てさらはやかてこのおものうしろみをかめるとそひふ

しにもともよほさせ給

・延喜十二年十月廿二日故左大臣女參

俗謂副臥見李部王記

・寛和二年七月十六日三條院于時東宮御

元服同日立太子年十一法興院大相國

女尚侍みよしのう子為副臥見大鏡

〔考證〕

(大成唐本)内にも御けしきたまはらせ給へり

(河内唐本)うへに御けしきにまはらせ給

たければ——さらは——このおりの

河はれば御ときよくて——やかてこのおりの

〔河〕そひふし 横陳よこぢん注曰在身傍横臥之遊

仙窟

延長七年十月廿二日保明親王元服之

夜故左大臣時平女參俗謂副臥乎

李部王紀

寛和二年七月十八日三條院于時親王御

元服同日皇太子年十一法興院大相國女

尚侍みよしのう子為副臥見大鏡

光源氏通執政臣女事

新新九條右大臣の女にはしめてつかはしける

西宮左大臣

年月はわか身にそへて過おれと思ふ心のわか
すもあるかな

大(以下同)

河(以下同)

●西宮記 二十四臨時十二裏書、皇太子元服注、改訂史籍集覽

延喜御記云、延喜十六年十月廿二日、皇太子拜謁於宮子院、(昨日元服)令左、右大臣申依昨日日暮、今日令參入狀云々、廿四日、東宮令拜謁、昨日於院所給御馬二疋、令見依日暮不見、此夜東宮乳母叙位者參入、令奏慶賀由、(以下略之)

●同

延喜殿上記云、(中略)延喜十六年十月廿二日、(中略)自東宮自所許奉書申、東宮元服夜、故左大臣女司令參入事、又參入時、可用、轎車、報書並許、

●新儀式 上、臨時下、皇太子加元服事、²⁹³ ²⁴⁴ 群書類從六輯

皇太子加元服(中略)當日所司參上南殿、供奉裝束、²⁹³ ²⁴⁴ 內裏儀式、天皇與皇后並御前殿、²⁹³ ²⁴⁴ 延喜十六年、皆御南殿也、(中略)加冠大臣、延喜、右大臣、進小椅子前、²⁹³ ²⁴⁴ 殿者折而立執冠加、(法略之)、(轎折は殿者の形に曲げ、すなわち立つにまゝで膝を曲げて禮をすること)

●日本紀略 後篇、延喜十六年、十月廿二日、²⁰ 國史大系

廿二日甲辰、天皇御南殿、皇太子保明親王加元服、²⁹³ ²⁴⁴ 年十四

●北山抄 四、皇太子加元服儀、²⁹³ ²⁴⁴ 故叢37

延喜御事(中略)延喜十六年十月廿二日甲辰、故左大臣女參入、用、轎、²⁹³ ²⁴⁴ 應和三年二月廿八日辛亥、昌子內親王參入、俗謂之副臥乎、(中略)見吏部王記、

●兩抄の延喜十六年は十六年が正しい。右大臣は忠平、左大臣は時平。

●立坊部類記 (九八) 寛和二年七月十六日立坊 七輯 群書類從 寛仁元(一〇二七)頃成。

三條院 寛和二年七月十六日壬午立之 小記 寛和二年七月十六日壬午、早朝參攝政

丞相殿、冷泉院第二親王、居貞年十三、於東三條南宮、東對加元服、此時、左相府加冠、

理髮參議、公季、事未了、罷出詣室町、傳聞、加冠女裝束(中略)件親王即參冷泉院云々、

未時以此親王立皇太子云々。(居貞は三條天皇の諱、母藤原超子。)

●日本紀略後篇 三條院 225 國史大系

諱、居貞。冷泉院天皇第二子也。母故女御從四位上藤原朝臣超子。故入道太政大臣兼家朝臣

之女也。(中略)寛和二年七月十六日、於外祖攝政右大臣南院第加元服。此日、立爲皇太子。年

十一。(同書九篇、一條院 199 今曰九親王爲皇太子、即位坊官。)

(參考)公卿補任、花山院、寛和二年 226 國史大系(補任二)

攝政正二位同(藤原兼家 ハナ 六月廿三日、外孫皇太子踐祚。廿四日爲攝政。同日氏長者。(

中略)七月廿日、辭右大臣、猶爲攝政。(中略)左大臣正二位源雅信 ヤシ (中略)七月十六日、

又兼皇太子傳。(居貞親王之加冠者、ハナ 立坊部類記、ハナ 左相府(左大臣)である。當時の左

大臣は源雅信である。左右の誤寫(類從の原本未確認)が、雅信が皇太子傳であるにの誤解

によるものか。)

○大鏡 四、太政大臣兼家 198 若波日本古典文學大系

このおとどは、九條殿の三郎君、東三條のおとにおはします。(中略)この殿法親王院におはしますこ

とをぞ。(中略)又、對の御方ときこえし御けらの女、おといみじうかなしくしきこえさせたまて、十一におは

せしお、尚侍になしたてまつらせにまて、内ずみさせたまてまつらせたまひし。(中略)三條院の東宮にて

御元服せさせ給よの御やみふしにまいらせ給て、三條院も、いくからねものに、おぼしめしたりき。

●大鏡裏表書（44）三條院御事（詳見）在位五年306。四々兼家公（永圖）超子、經子、以實略。同日尚侍經子

事略（省略）

冷泉院第二皇子 母儀贈皇太后宮藤原超子、東三条入道攝政大臣女（中略）寛和二年七月

十六日壬午元服（年十一）加冠理髮 同日為儲君

○新古今集（十）戀歌（99番）（省略）

○遊仙窟（84）無刊記（後の慶安五年刊本と同版）。醍醐寺本（醍）、眞福寺本（眞）

。合（ヤシト）色（シク）横陳（シカセ）（中略）横陳者、在身傍横臥也（84）。醍（意）合（ヤシト）色（シク）横陳（シカセ）（中略）

。眞（トコシク）合（ヤシト）色（シク）横陳（シカセ）（居隠友）

〔桐壺〕紫（22番）20。河（31）20。大成25。新釋23。

〔紫〕御（み）みき（な）なとまいる

・酒也・三寸也 飲酒去邪風三寸故云三寸

〔考證〕

（大成底本）おほみきなとまいるほとに

（河内本）御 みきなとまいるほと

●箋注傳名類聚抄（五）調度部・祭祀具（19）

日本紀私記云、神酒 美和（箋注）神酒見

〔河〕おほみきまいる程 御（意）酒（意）日本紀 酒同

舊事本紀云、干時吾田（意）麻草津姫以下定

田狹名田以其田稻釀天甜酒（意）官之矣

本朝事記云、天皇（品）虎之代於吉野之白橋

上作横白而於其横白釀大御酒（意）獻大

御酒之時、擊口鼓為皮（意）或神酒 諸神の祭

に皆酒を供する故に 神字をみきと讀に

崇神八年 舒明四年紀 昌平本、下總本

有和名二字、按萬葉集歌 哭澤之神杜爾

三輪須惠羅禱者 即是今呼美岐

●名葉字類抄 下 63 祭礼具

○日本書紀 崇神紀八年冬十月丙申朔乙卯

兼原本五多、國史本系似 集解

天皇以大田根子令祭大神是日治日

自舉神酒獻天皇

●集解

自舉神酒 文選鸚鵡賦 日舉酒衡前 銑

日舉酒歡酒也。註水經江水曰至神祠

勸神酒

●日本書紀私記 丙本 崇神 國史本系似

舉神酒

●古事記中 仲哀 君還日本古典文學系

爾其御祖御歌曰 許能美岐波和賀美岐那良受

●同 中 應神

又於吉野之白檮上作橫白而於其橫白釀大御酒獻其大御酒之時擊口鼓為伎而歌曰
加志能布邇 余久須彥都久理 余久須邇 迦美斯意富美岐（以下略之）

酒をきこむ

又云三季冬造て春熟し夏飲する故ニ三

季と云々 文選にも冬釀按夏成て一句の

兼清と云と見たり

又云三寸酒を飲者去風邪ニ寸以號之寸字ヲキ

又馬をも四寸五寸といふ 又万葉にも寸と

書て寸き 鶴子と書てたつきとあり

又云三木

杜康造酒 蒙求 杜康が妻男のほかへゆける

間に男の日々の飯を園木の三まにせなへとさ

けるか雨露に潤て酒をすける也 こきを樹伯に

祭るこの事吉野の白かちの古事に相似た

り和漢の縁起一同く

○日本書紀十、應神天皇、十九年戊戌朔、兼石本1043、國史大系278、集解1237
因以醴酒獻于天皇而歌之曰、伽辭能輔珥(中略)伽綿蘆於朋瀾(以下略之)

●萬葉集六、天皇賜酒節度使卿等御歌一首 六889、十九484等參照。

●將還來日相飲酒曾此豐御酒者

●略解 あひのまんざこのとよみきは

○舊事本紀六、皇孫本紀、天理本410、國史大系75、

于時吉田鹿葦津姬以下定田号狹名田以其田稻釀天甜酒實之矣。

●釋日本紀八、述義四、神代下 前田家本八40、國史大系119

天甜酒 私記曰問是何酒哉答美酒也陸詞曰釀酒味長也

○本朝事記 未詳前引古事記應神記參照。

●温古知新書21、中世古辭書索引

神酒(中略)三寸酒(運歩色葉集抄同)

○文選四、袁衡南都賦 和刻古臣注本40、110、胡刻李善注466。

則九釀於甘醴十旬兼清醪數徑寸字清蟻若游善曰魏武集上九醞酒奏曰三百一釀滿

九斛米止廣雅曰醪投也韓詩曰醴甜而不凍也十旬蓋清酒百日而成也鄭玄周禮注曰

清酒今之中山冬釀接夏而成(中略)徑寸蓋酒膏之徑寸也(中略)良曰九醞十旬皆酒名。

數布也酒膏徑寸布於酒上亦有浮蟻如水萍也(一部傍訓返點を加ふ)

●北堂書鈔一四八、酒

春醴九醞冬清十旬表章上巳篇云春醴醴九醞冬清過十旬免哉衆君子

●周禮五家宰治官之職、酒正十三經古注、初學記二十六、酒637

辨三酒之物、一曰事酒、二曰昔酒、三曰清酒、鄭司馬云、事酒有事而飲也、昔酒無事而飲也、清酒祭祀之酒、玄謂、事酒、酌有事者之酒、其酒則今之醴酒也、昔酒、今之酎酒、自酒所謂、醴者也、清酒、今、中山冬醴按夏而成、醴音亦。
(酒熟)

(參考) 書言字考節用集 服食下七冊 44 風間書房 — 研究並に索引

神酒二寸 酒一名蓋領酒者去風邪——故云爾。出左傳 御酒日本紀 作三季。蓋所

以冬造歷春夏熟也 (左傳、日本紀ともに出典未詳)

●日本書紀七、景行天皇十二年壬午冬十月 兼右本 877 199 の國史大系 204 の

有石長六尺サハ廣三尺ミサハ厚一尺五寸トコサハ

●同 二十四、皇極天皇三年甲辰秋七月 兼右本 19 143 ③ 國史大系 406 ②

此虫(常世虫)者常者生於橘樹(中略)其長四寸ヨキ餘(以上馬の例ではないが同じ用法)

●萬葉集十一、寄物陳思

十寸板持板目乃

○すきもて ふけるいのちの……(類聚古集 八 129 臨川影印本)

○同 五、安計讚政國安益郡之時軍王見山作歌

草枕客爾之有者思道鶴寸乎白土……

●鶴寸乎白土(類聚古集 七 26)。鶴寸乎白土(元曆校本 119)。鶴寸乎白土(西本願寺本)

○蒙求²²¹ 杜康造酒 楊守敬舊藏 臺灣國立故宮博物院藏 古法蒙求上卷、汲古書院影印本⁶³ (龜田鵬齋『舊法蒙求』(韓本系)、徐注本『蒙求』等の諸本は注が増廣されている)

杜康造酒 蒼頡制字 博物志云杜康造酒 魏武帝詩曰 唯有杜康酒 (以下略之。河海引く杜康の妻の逸話は『蒙求』諸本に引く注類には未詳であるが、次に引く顯昭の『古今集注』へ蒙求二年一八三頃成立に類話が見られる。この系統の作を河海の作者は見ただ)

●顯昭・古今集注 十七、¹³⁸ 續々群書類從¹³⁷

寛平御時ニウヘノサブラヒニハベリケルヲノコドモギサイノミヤノ御カタニオホミギノオロシキコエニタテマツリケレバ藏人ドモワラヒタカメヲオマヘニモタイデテトモカウモイハズナリニケレバツカヒノカヘリキテサナムアリケルトイヒケレバグラ人ノナカニラクリタリケル

敏行朝臣

タマタレノコカメヤイツラコスルギノイソノナミワケオキニイデニケリ

教長卿云コトバニオホミギトハサケヲイフ、^(催馬樂)サイハハラニモオホミギマイレマニメトジメ、トウタヘリマイラセ

ヨトイフナリ、ゴレハ后宮ニハ造酒司日々ニ酒ヲマイラス、ソノオロシマウシニ殿上人カメヲサゲイレムタメ

ニタテマツリケルヲ、マヘマデトリイデ、藏人ドモワラヒケリトイヘリ^(中略)

或人云ク、サケヲミキトイフニ兩説アリ、一ニハ孝子クフモノ、^(初穂)ハツツ、ナキオヤニムケテ、木ノマタ

ニオキケルガ、ヨキサケニナリテ、ソレニヨリテ、^(富貴)ニタカニナリニケリ、ソノ木ノマタ、ミツマタニテアリケル

ニヨリテ、ミ木トハイフトイヘリ、一ニハミギトハ、三寸トイフナリ、寸ヲバキトヨムナリ、ソノユハ三

人アレバシテ、霧ヲウケテ、フカギヤマヲコエケルニ一人ハツツガナシ一人ハ病ヌ、一人ハ死ニケリ、

ソノツ、ガナキハ、酒ヲノメリ、病ルハ食ヲシタリ、死ハ空腹ナリ、シカルニ酒ハ、霧ニ三寸ヲフセクト

イヒナラハシテ、ミキトハイフトイヘリ、コレハ博物志トイフフミニ、王爾張衡馬均トイフ三人トイヘリ、酒ハキリ三寸フセグトイフ事ハナケレド今案フニヤ**頭書**良宗案太平御覽第(二十五)引博物志十、雜說下ニ范寧校證本110(118)明文書句、藝文類聚ニ寧の心「物志曰王爾張衡(以略)王爾張衡馬均昔冒重霧行、一人無恙、一人病、一人死、問其故、無恙人曰、我飲酒病者食、死者空腹」ナリト

●世本 太平御覽八四三/a₃ 酒上

儀狀始作酒醪（シウロウ）變五味（ミ）少康（シウコウ）作秬酒（キウ）
（酒醪は一般には清酒といふだけ。次の『事物紀原』

より考え、いごうざけとする)

●事物紀原 九、酒
中華書局 4659
和刻本
類書集成 27610 2/2 上。

酒經曰：空桑椹飯醱以稷麥以成醴醪。此酒之始也。呂氏春秋曰：儀狄作酒醪，變五味，戰國策曰：儀狄帝女，造酒進之於禹，甘之，遂疏儀狄。古史考亦曰：儀狄造酒，博物志曰：杜康造酒。魏武帝詩曰：何以解我憂，惟有杜康酒。王肅曰：酒，杜康所作。陶潛集述酒詩序曰：儀狄造酒，杜康潤色之。而黃帝內傳：王母會帝於崑山，飲帝以護神養氣金液流暉之酒。又有延洪壽光之酒，然黃帝時已有其物，但不知杜康何世人。而古今多言其始造酒也。一曰：少康作秫酒。（空桑在魯在杞，孔子的生地。）椹飯とは飯を酒にうじにすることか、櫻ににかり。醇醪に濃いうまひけ。呂氏春秋十七、勿躬作儀狄作酒、參照前引世本。戰國策七、魏策作昔者帝女令儀狄作酒而美，進之禹，禹飲而甘之，絕旨酒（以下略之）。○古史考藝文類聚七十三、酒作古有醴醪，禹時儀狄作酒（佚書）。○魏武帝「短歌行」杜康作杜康酒（又

選^{三七}々^ル李善注。○陶潛集 晉詩^{十七} 1002 中。○黃帝內傳 未詳。類書^四 黃帝內經素問^四。湯液醕醢論篇^五 叢新²²⁸ ④。

(參考)新井白石は「安積澹泊に與へる書」に「三木について書いている。酒については『廣文庫』の酒の項や石橋四郎^四 蕨酒文獻類聚^五 (昭和十一年西文社、昭和五十二年第一書房復刻)に詳しい。

白石先生手簡 新井白石全集^五 535^上 國書刊行會

一酒を三木と申事漢書に出候由御尋被申候人有之候に付御紙上委細拜見申候若酒を三木と申事に候はゞ、ミキと申詞もサケと申詞も相通じ候てめでたかるべく候事に候。雖然被仰下候ことく、三木と申字は司馬遷傳^五 杯に見へ候得共、酒の事とも見へず候。但こゝには漢の出所の事に候歟(以下略之)。

(桐壺)紫²² 20^上。河³¹ 210^下。大成²⁵ 新釋²⁶。

(紫)ぜんしうけ給はりつたへて

・宣旨也

〔考證〕

元服に關する事柄についてはすでに述べた。そちらも參照のこと。

○西宮記ニ史籍集覽本^五。

(補)藏人事以所雜色、六位殿上有官者、公卿子、文章生之中、譜第者補(中略)所別當公

(河)ないせんしうけ給つたへて

内侍宣事藏人奉勅

藏人見西宮記 侍中者内侍^五 見後漢書

金日磾傳 不付太政官付藏人奏を以^五 内奏といふ

卿依召候御前數當藏人置紙筆入柳葉依仰書之令公爲藏人不顯本官書宣旨之時注官位等ムム人入聽昇殿月日書上奏覽上卿退出下頭若藏人藏人下出納令書官旨給官旨左近等頭藏人別奉官旨以內侍宣書下應和二年正月十七日以延光朝臣仰造司補藏人公等太臣仰頭以內侍宣下延長六正十九例

○同右十三諸官旨316

藏人頭已下事所別當於御前定之下藏人藏人仰出納續官旨紙舊例下官旨左近陣或內侍宣殿上人之童以名簿下賜其身參入日付簡女房名藏人於御前下名簿付簡（同右十三裏書必以具體的例を示す）

○漢書六十八金日磾傳三十八標點本289 286 ④

金日磾字翁叔本匈奴休屠王太子也（中略）即日賜湯沐衣冠拜爲馬監遷侍中駙馬都尉光祿大夫（中略）贊曰（中略）金日磾夷狄亡國羈虜漢庭而以篤敬膺主忠信自著勳功上將傳國後嗣世名忠孝七世內侍何其盛也（河海抄の倭漢書は『漢書』の誤り）

○西宮記十故書最々下 ⑦

「羈虜に捕われ人捕虜」

一侍中事御所及殿上間事就先達有職之人可問知也殿上諸事并諸奏事等皆藏人頭以下所職也其行事具在侍中式但觸官雜事者殿上辨最得其便者也

●藏原抄下群書類從五輯628 上

藏人所唐名侍中嵯峨天皇御宇弘仁年中初置之撰異朝侍中內侍等職級彼侍中尤爲重任內侍者宦者任也或有軍之代或有貴之時古來宦者知事先賢之所說也唐玄宗以內侍高力士爲正一品將軍爾降內侍親文武之柄遂亡唐祚（以下略之）

〔河〕おとゝ

臣之號始起此時之

○日本書紀 七、成務天皇 兼右本 七 29 38 242 國史大系 225 ⑦

大臣ヨロイマタキミ

故建内宿禰爲大臣。(他の傍訓一臣マヘツキミ、ヒマウチギミト、マウチギミ、マウチギミ古事記

『日本書紀』に大臣を「ヲトド」と訓む例未詳。辭典類宇津係物語に初出の例を求む。

○先代舊事本紀 五、天孫、三世孫大禰命 天理本五五、244

弟出雲醜太臣命此命輕地回岐宮御宇天皇御世元爲_ニ申食國政太夫以爲_ニ大臣奉_ニ奏_ニ

太神其大臣之號始起此時也

● 墨川本色染字類抄中12行 大臣 在左右内

●溫古知新書 40₄ 伏臣

● 運歩色葉集 957 大臣

〔桐壺〕紫 22 99 20 111
河 32 7 211 56
大成 26,
新釋 289

〔紫〕いときなきはつもとゆひになかきよをちきる心

はむすひこめつや

・稚形 イトキナキスカタ 日本記詞也

・拾遺云三善佐忠元服のち 能宣

・ゆひそむるはつもとゆひのこむらさき衣のいろに
うつれそおもふ

〔考證〕

●日本書紀イ 譽田天皇 應神天皇（即位前紀） 兼右本16.335の國史大系 406 ①

幼而聰達イ

●同十五、弘計天皇、顯宗天皇、國史大系 406 兼右本13.111 ②

元年春正月己巳朔（略）在孺而勤イ 謙恭慈順イ （兼右本イトキナキ）

●現行日本書紀 本文に「稚形の用例未詳、古注に存在したか。」

●法下イ 稚イトケナシ 法下イ 獨イトケナシ 僧上イ 幼イトケナシ 僧上イ 幼イトケナシ

●前田木色葉字類抄上 幼イトケナシ 小同 稚同

○拾遺和歌集 五、賀イ みよしのすけただやぶりし侍りける時 よしのぶ

○為家脚説 未詳

〔河〕いときなきはつもとゆひになかきよを契る心はむ

すひこめつや

稚形 日本紀 いときなきといふは解事といと

きなきといふへし 為家脚説

〔桐壺〕紫（33.20.5） 河（32.21.10） 大成26 新釋32.22

〔紫〕^{長階}なかはしよりおりてふたうし給

・舞踏事

・再拜次左右左次伏左右左居揖後立再拜次小揖

・今案先立小揖次再拜次置笏於左地立左右左次伏左右左次取笏居揖次立再拜次小揖退出已上内院之儀也他所只再拜退出北山記

〔考證〕

○北山記 四、^{後堂事}群臣上賀及壽儀 故叢考(紫明河海に引く北山記は「北山抄」と同一のものとも考えられるが、抄は記の抄本とも考えられる。記文如之(抄)のように「記」の語は文中各所に見える。したがって兩抄に見える記は抄では佚したものか、參考まで抄を引用)

上壽者執笏北面跪奏云々、退跪南席奏之^{奏本}、^{跪伏}興再拜群臣上下皆共再拜(拜畢、上壽者跪候)采女進受^禮、^禮以授采女々々受玉置於臺上壽者下就本列。(經列西貞觀式云於階西脫拜舞而承平式如之)親王以下共舞踏三稱萬歲(八條式部卿親王三振袖稱萬歲云々、而承平稱萬歲、^不如字唱之、是拜舞内常稱見朝拜式云々(筆者加訓。通典二三六、開元禮纂類、自太子加元服參照。標點本227頁)

〔河〕なかはしよりおりてふたうし給

長階 舞踏 手の舞 足の踏

北山記曰再拜次左右左立次左右左居揖後立拜次小揖

今案先立小揖次再拜次置笏於左立左右左次居左右左次取笏居揖次立再拜次小揖退出已上内院之儀也他所只再拜退出(一説前中後揖有無依官之)

●拾芥抄中、儀式層部ナニ、舞蹈事 故叢書②
再拜、置笏立、左右左、居、左右左。取笏、小拜立、再拜。

●二、中歴ハ、禮儀歴、舞蹈 集覽必

再拜次立、左右左、次伏、左右左、揖、後立、再拜次、小揖、已上、大内院宮儀也、他所者、只再拜退出（參考三條實冬「作法故實」永徳三（一三三）以降成立「舞蹈事」群書類從七輯参考）

●安齋隨筆 十六、拜舞、舞蹈 故叢書④（參考）

貞丈云く拜賀、舞蹈とも通用するなり。舞蹈は初め再拜して笏を右の地上に置き、て立て、左右と身をひねり、地に居て、左右左に身をひねり、笏をとり、少し拜して立ちて、又再拜す。拾芥抄に出でたり。拜賀、舞蹈是なり。手を以てするを拜といひ、足を以てするを舞といふ。侍中、群寮に詳なり。まづ再拜、笏を右の地上におき、再拜立ちながら袖をひいて、左右左、拾芥抄には、髻折すとあり。次に伏して、左右左に拜し、立ちて再拜す。小朝拜の時、關白以下五位六位まで拜舞あり。一人も大勢もおなじ事なり。

〔桐壺〕（紫²³和²⁰ 河³² 大²⁶ 新²²）

〔紫〕「ひとりのつかさの御馬藏人所のたかすゑ」

給はり給

〔考證〕

藏人所については「河海抄」の「大藏御藏人つかうまつる」（一²⁹ 78²⁰⁹ 13）をも参照のこと。

〔河〕「ひとりのつかさの御むまくら人」ところのたかすゑ、
てなまはり給

左馬寮御馬藏人所は校書殿北面の御鷹飼御隨身は藏人所の被官の常儀には親王元服に馬を引に不友、若有遊宴之興

●標注令義解校本ニ故叢書170。令集解釋義
五職員令。左馬寮¹²⁸參照¹²⁸。

左馬寮 有馬寮准此。頭一人。掌左關
馬調習養飼供御乘具。謂是即自內藏寮
所送者。其在大藏省。賞賜之料亦同送焉。

配給穀草及飼部戸口名籍事。

●和名抄五。寮⁶⁷

左馬寮 比多里乃牟萬乃豆加佐

●西宮記¹⁷。臨時五。所々事。集覽⁴⁴⁴。

藏人所。在投書殿。(中略)投書殿。在投書殿未申。有別當預執事年官熟食(下略之)

●同右¹⁴。臨時三。御鷹馬飼事¹⁷。

藏人奉勅召檢非違使并馬寮官人等仰下次禁野給所下文。

●日本三代實錄¹⁴。四。陽成天皇元慶七年七月乙丑朔。云日己巳。國史大系¹⁷。(後)

勅弘仁十一年以來。主鷹司鷹飼廿人。犬廿牙食料。每月充彼司。其中割鷹飼十人。犬十
牙料。充送藏人所。貞觀二年以後。無遣官人。雜事停廢。今鷹飼十人。犬十牙料。永以熟
食充藏人所。

●標注令義解校本ニ故叢書170。令集解釋義四職員令。主鷹馬司¹⁷。

主鷹司 正一人。掌調習鷹馬大事。令史一人。使部六人。直丁一人。鷹戸。

者可引之由新儀式にみえり。鷹事有御幸
卷

凡上古如此の祿に馬鷹定事也。臨時客
尊者以下可然引出物に必送之者之。或說
云親王元服時賜鷹鷹遯近例之有西宮記
云々可勘

上卿要抄云御鷹飼事藏人奉勅仰檢非
違使馬寮等以前下文仰禁野

○新儀式五親王加元服事。群書類從六輯247。西宮記三親王元服集覽54。法。

女藏人取祿賜之。白樹一重。御衣一籠。大臣加白樹表御衣。或歌遊之次。召左右馬寮十列各一足加給。

○源氏物語行幸新釋14。⑤。大成88。③。河内本④。

親王達上達部など。鷹にかがづらひ給へるは、珍らしい狩の御よそひどもを設け給ふ。諸衛の鷹飼どもは、ましく世に目馴れぬ相衣を亂れ著つて、氣色殊なり。

(河内本) みこたちかんたちめなども、たかにかづらひたよへるは、めづらしき狩の御よそひどもをまづ給へり。そ名のたかひともはまして世にめづれぬなり。ころもをみだれさつ、いとけしきことなり。

○西宮記三、臨時九、一世源氏元服集覽54。

承平四年十一月廿七日、吏部記云(中略)是間引入纏頭女裝束贈馬鷹。

○上卿要抄未詳前頁所引西宮記御鷹飼事參照。

〔相壺〕(紫)23。20。河23。21。大成26。新釋28。4)

〔紫〕おりひつ物、いもの、としう、みくのせうひつ

・折櫃物・籠物タモノナリ・木物とも

・屯食ツミイキ・祿唐櫃

〔考證〕「屯食」については「ナニにて御元服し

給」(紫)20。19。法參照

〔河〕おもへのおりひつこものなど獻物也或籠

物業籠ともいふ西宮記云木物枝物共

菓子に籠をとみて薄様を敷て五菓を入て

木枝或松に付ず大以下取之後には膳

部に給て調せらる元服の時の人のき、けに

る物之常中曆曰五葉相橘栗柿

○西宮記 皇太子御元服 集覽⁶⁴⁷

母屋、西壁下立、欄厨子四基、南北不行設、
御膳菓子干物等、盛以花盤、中略傳、大綱
言藤原通明卿、設威儀御膳菓子干物
各卅種、盛米漆彩色、一尺花盤、高八寸云々、延
喜殿上記云、唐菓子十五盛、木菓子十五盛、
干物卅盛、以米漆一尺花盤盛之、南第一御
厨子置唐菓子、每階五盛、次一基、木菓子、
次二基、干物、庭中、列立、祿辛櫃、中食、祿辛
櫃卅合、版位、南三計丈、南折計丈立之、飯酒
魚菜百具分、在東西版位、南三計丈立之、
中略、延喜殿上記云、南殿版位以南東西
分立之、飯百櫃、酒百並、魚菜百並、中食、
物百具、一具則中取一脚、各置中折櫃十合、
云々、(以下略之、)版位は群臣百官の列位を
示すにぬき置かれた板、許丈は丈ばかりの意、
○同右 給蘇甘栗事 ³⁵

以六位藏人爲使、延喜二年五位藏人衆邊
樹爲使、同左大臣家、

梨

としきうくのからひつ

宅令（令）つ、かひといふ物之下、藹に給ふ飯之
祿辛櫃、内藏寮祿之、春宮御元服に在
之親王元服には無之歟、但是も結構之
儀歟

宅食事 延長七年二月十六日 當代源氏
二人元服垂母屋壁代撤書御座其所立
倚子爲御座孫庇第二間有引入左右大
臣座其南第間置圓座二枚爲冠者座
置西面又圓座前又置圓座又其下置理
髮具皆盛柳茗 先兩大臣被召着圓座
引入訖還着本座次冠者二人立座退下
於侍所改衣壯表此間兩大臣給祿於座
前拜舞 不着皆 出仙華門退出於射場
着皆撤祿次冠者二人入仙花門於庭中
拜舞退出 參仁和寺歸參先是宸儀
御侍所倚子親王左右大臣以下近臣等
同候有盃酒御遊 兩源氏候此座 候四位

蘇四壺 大ニ小ニ 平栗子十六龍 上ハ中ハ己

上盛甲折櫃（合）居高（ハ）入外居（ハ）何（ハ）使（ハ）藏人（ハ）青色（ハ）栗小舎人（ハ）召所（ハ）罵丁（ハ）擔之（ハ）向（ハ）

大臣家（ハ）或副雅舊例自晴方出之而自延喜年（ハ）後方付之主人相逢授祿（ハ）自祿云々

小舎人匹絹（ハ）この引用文が河海抄の引用解説したものと同じものか未詳。

●新儀式 ム、皇太子將加元服類從（ハ）輯（ハ）

立皇太子夢盤（ハ）有帽額越代等預供

菓子唐菓子木菓子各四盛也。

○掌中曆 續類從ニニ輯上不見

●二中歴ハ供膳歴 集覽必

大饗尊者唐菓餽餅（ハ）桂心（ハ）黏臍（ハ）饌

饌木菓梨棗柑獼猴桃（ハ）五菓柑

橘栗柿梨（ハ）一云李杏桃栗栗一云松

子栗石留橋栢（ハ）近代用之（ハ）中略八種唐菓梅桃

餽餅桂心黏臍饌饌饌子團喜（ハ）西宮記（ハ）い

餽餅餽餅はや。黏臍は油揚げ餽餅饌饌あんり蒸し餅饌子は餅團子團喜は油揚げの菓

子。倭名鈔（ハ）十六飲食部に詳しい。

親王之次依仰之東方壁本之深更大臣以下給祿兩源氏宅各調屯食廿具令分諸所々

天慶三年親王元服日屯食事内藏寮十具穀倉院十具以上拾（ハ）授太政大臣仰之調之

衛門府立具督仰調之左馬寮立具御監仰之調之

立辛櫃十合件等物有官旨自長樂門出入上卿仰并官分給所々夫二人勾當

其事仰檢非違使令給并官三太政官二左右近衛三左右兵衛二左右衛門二

藏人所二内記所一樂殿一書所一内豎所一投書所一作物所一内侍所四或采

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

女一内教坊一系所一御匣殿一

■屯食については「十二にて御元服」給(紫(2095/1955))も参照。延長七年二月十六日、天慶三年の記事所收。次に屯食關係資料を引く。

●新儀式 四、奉賀天皇御葬事 類從六輯 224上

庭中東西相分立^ツ屯物酒食^ヲ延喜十六年、有此屯食。諸大夫着座之。次左右近衛府寮^ニ近衛等開^テ長樂永安兩門^ヲ運出^ル庭中酒食^ヲ於^テ中衛分給^ル所^ニ所^ニ即又開^ル兩門^ヲ當^ニ春興殿前^ニ立^テ様辛櫃^ヲ也(中略)時冠^ル出^ル御南殿^ニ

○西宮記 三、臨時九、一世源氏元服 集覽 534

引入^ル着座^シ引入還^ル冠者下^ル於^テ下侍政衣^ニ黃衣^ニ拜舞^ル入^ル仙花門^ヲ引入^ル祿拜舞^ル天皇御侍^ニ倚子^ニ王卿已下候有^テ御遊^ル盃酒^ヲ源氏候四位上^ニ王卿給^ル祿^ヲ本家分屯食^ヲ

○同 同右 皇太子御元服 集覽 661下

可給屯食諸司所々、

宮三 盛一ツ荒ニツ 外記二盛一荒一 内記一荒 左近陣二盛一荒一 右近陣二盛一荒一 左

兵衛陣一盛 右兵衛陣一盛 左衛門陣一盛 右衛門陣一盛 (中略) 内暨所二荒 校書

殿一荒 畫所一荒 作物所一荒 (中略) 内侍所一盛 (中略) 御匣殿女官一荒 (中略)

采女町一荒 藥殿一荒 (中略) 内教坊一荒 糸所一荒 (以下略之)

●參考 安齋隨筆 十七、屯食 故叢 447下、⑧

源氏桐壺の巻光源氏元服の條にとんじろくのからひつ云云孟津抄に云く屯食つみいひとみいふ下らふに給ふ強飯鳥の子なり。○貞丈云く強飯鳥の子とは、けいひをにぎりかためて鳥の玉子の形にしたるなり 握り飯の事なり

●同右 四、土器大小之名 故叢ツクビヲ⑧

御厨子所預高橋若狹守紀宗直説 ○モリ ○大重オホモリ ○小重 ○アイ ○ヘイカウ ○ンクビ

○モリとは随分小にてチヨツくと物を盛る故の名なり 今大重を用ひてモリは不用(中略)

○小重モリに少しオホキシ ○アイは小重の少し大なる物なり(中略) ○貞丈云はく右土器の解 舊記に合はざる事あり 其の説おぼかなし。(右の『西宮記』の「盛」と「荒」は花食の土器の大小を示しているのかも知れない。アイと荒を結びつけることは無理であらうか、と教示)

〔桐壺〕(紫一と)〔河〕32 35 23 74 大成 27 新釋 27 1/2

〔河〕宮の御はらには藏人の少將にてまたいとわかく

藏人少將事

光孝天皇仁和四年十一月始補之于時正五位下左近少將源湛正五位下左近少將藤原敏之也

執政臣息補例

清慎公 實類 貞信公一男 母宇多院皇女源順子

延喜十九年正月廿八日任右近衛權少將

延長四年正月七日叙正五位下二月廿五日補藏人 廿七

謙徳公 伊尹 右大臣師輔一男

天曆二年正月廿日任左近少將 去七日叙從五位上二月十九日補藏人

此内清慎公例相叶殿父貞信公于時左大臣母宇多院皇女醍醐御宇五位藏人等

考證

(大成底本) 宮の御はらは藏人少將にていとわか

(河内本) 宮の御はらには藏人の少將にてまはいとわか

(參考) 職事補任 宇多院 類從四轉（藤原廣橋）兼秀模 天文年間成立

五位藏人 仁和四年十一月廿七日始置五位藏人二人

左近中將正五位下源湛 仁和四年十一月廿七日補 寛平二年二月正補 月七日叙從四下

左近少將從五位下藤原敏之 同月廿七日補 仁和五年依病解

●公卿補任 朱雀院 承平元年辛卯下

從四位下藤原實賴 三十二 元藏人頭 右中將播磨守如元くし 十二月十七日兼讃岐守 攝

政い 左大臣男 母宇多天皇第一源氏順子

延喜十五年正月廿一日從五位下(内宴日所叙右大臣息 年十二) (中略) 十九年正月廿

八日右近權少將(中略) 延長四年正月七日正五位下(廿四) 同二月廿五日藏人

●同右 圓融院 安和三年庚午 三十三 月廿五日改爲天祿元年 209 上

攝政太 從一位藤原實賴 七月十八日薨 贈正一位 諡云清慎公(中略) 號小野宮

●同右 村上天皇 天德四年庚申 199 上

從四位上藤原伊尹 三十七 延長二年甲申生(故) 右大臣師輔公し 一男 母武藏守從五位下藤

原經邦女贈正一位盛子

(萬葉集總索引による)。

○萬葉集 十、三九九 寄月

秋夜之月あきよのつき疑意ぎい君者きみは雲隱くもがくれ須臾しゆゐ不見者みえな

幾許いさだ總數しうしき (塙版 初版印刷昭々)

あきのよのつきかもきみは くもがくれしほもみねは こころこひしき (元暦校本萬葉集)

アキノヨノツキカモギミハ クモカクレシハシモミネハ ココラコヒシキ

○精 秋夜之月疑意君者

幾許いさだ 官本亦云、ココラ (中略) 幾許ハ、拾遺集ニモ人丸集ニモ、コ、ラトアレト、此集ニテ

ハ例ニ依テコ、ラト讀ヘシ

〔初〕 (前略之) 人も見ぬほとのはしもあればこひしきとなり (萬葉代匠記四〇八回岩波版)

あきのよのつきかもきみはくもがくれしほもみねはこころこひしき (萬葉集略解下巻)

類聚古集 (卷三〇貞臨川版)、西本願寺本萬葉集 ともに「幾許」を「ココラ」と訓む。

●日本書紀十九、欽明天皇、元年九月乙亥朔己卯 (國史大系十九、五、天理兼右本十九、五、二五)

幾許いさだ軍いさだ交いさだ伐得いさだ新羅いさだ (兼右本)

○奥入 諸本未詳。

●温古知新書略 (風間版) 臣こ多う (巨の誤りであろう)

●運步色葉集の (同右) 巨こ等う

■「多々等」を「ココラ」と讀んだ例未詳。たゞし日本書紀に「多多羅」の例あり。これを

「ココラ」と讀んだ例未詳。

●日本書紀一、神代紀上(寶劍出現)一書(國史大系一四八頁。天理乾元本一七〇、一七二頁。古代史籍集)
 又姫^{ヒメ}踏^{フミ}躰^ミ五十鈴^{スズノ}姫^{ヒメ}命^{ミコト}(中路)踏^{フミ}躰^ミ。此云多^タ多^タ多^タ多^タ。
 姫^{ヒメ}踏^{フミ}躰^ミ五十鈴^{スズノ}姫^{ヒメ}命^{ミコト}(中路)踏^{フミ}躰^ミ。此云多^タ多^タ多^タ多^タ。
 (乾元本)一踏^{フミ}躰^ミタタラはふいこ。

〔桐壺〕(紫^{ムラサキ}二二三²³二二〇²⁰下)〔河〕(三³六⁶二²三³上)大成²⁷⁴ 新釋²⁷⁴

〔紫〕内にはもとのしけいさをさうしにてこ御息^{ミヨスミ}〔河〕もとのしけいさを

所の御方の人くまかてちらす候はせ給

・淑景舍きうつほの殿こ

・故御息所 桐壺更衣也

〔考證〕

(天^{テン}成^{セイ}應^{エイ}本)内にはもとのしけいさを御さうしにて
 はみやす所の御方の人くまかてちらすさ
 ふらけせ給

(河^カ内^ノ本^ホ内^ノにはもとのしけいさを御さうしにてこみやすむところの御方の人くまかてちらすさふ
 らはせ給

●和名抄ナリ居處部^{イコロ}三、居宅類^{イタク}百廿六

居舍^{イカ}名^ナ附^{ツキ}出^デ 陸詞切韻云屋島谷反舍也 和名夜周禮云舍音謝訓與屋同沐浴
 處也林^{ハヤシ}中^{ナカ}舍也

淑景舍 桐壺 舍口は殿の次し 庶人の
 家にも寢殿雜舍と云かことし
 大内のみ壺は仙家のみ處に敷也 西王母家
 有^ア五^イ処^コ十二^ニ樓^{ロウ}或又壺中之儀興
 唐模^{タカラ}模^モ韻云壺臺^{ウツノ}
 桐^キ近^{チカ}年^{ネン}不^フ見^ミ但^タ若^{ニホ}此^{コノ}殿^ノ之間^ノ每^{スベテ}庭^ニ有^{アル}桐
 建曆御記

昭陽舍 在溫明殿北 奈之豆保

淑景舍 在昭陽舍北 岐利豆保

飛香舍 在弘徽殿北 布知豆保

凝華舍 在飛香舍北 牟倍豆保

襲芳舍 在凝華舍北 加美奈利乃豆保 以霹靂俗謂之雷鳴壺 (以上五壺)

○禁秘鈔(建曆御記)上、草木類從二、轉玃上
桐壺 桐近年不見。但荒廢之間、每庭有桐

●海內十洲記 顧氏文房小說 三、

崑崙宮其下角有積金爲天墉城、面方千里、城上安金臺五所、玉樓十二所。(中略)
又有墉城金臺玉樓相鮮如流精之闌光、瑤石玉之堂、瓊華之室、紫翠丹房、錦雲
爛日、朱霞九光、西王母之所治也。(流精は西王母の治める所)

●拾遺記 一、高辛、古今逸史、叢新編 ④

望三壺如盈尺、視八鴻如紫帶、三壺則海中三山也。一曰方壺、則方丈也。二曰蓬
壺也。三曰瀛壺、則瀛州也。形如壺、(盈尺は一尺餘り、八鴻は八紘、發音は違うが)の
音、サリハ方の隅、紫帶はうねりまがること。

●蒙求 五、重新點校附音増註蒙求卷上

壺公謫天(後漢)費長房見市中、有老翁賣藥、懸壺於肆頭、及市罷、跳入壺中、
市人莫之見。(中略)長房且日復詣公、與俱入壺中。(中略)公曰、我神仙之人、下略之。

●都良香 神仙策 久遠手本 本朝文粹三〇〇（汲古書院）和漢朗詠集四（索引本 臨川版）
 三〇〇 雲浮 七方里之程分浪 衣城霞時 十（樓之樓 棟夫（中路）群仙之所都

●廣韻 上平聲卷一 虞第十模同用 〇 宋本廣韻

壺（戸吳切）酒器也。（上平十 虞韻は模韻と通用させている）

〔桐葉〕（紫一ナシ 河 34 94 213 59 大成 25 新釋 3/6）

〔河〕いけの心ひろうしな

樓額題鵲鵲 池心浴鳳凰 白氏文集

苔生石面輕衣短 荷出池心小蓋疎 物部安興

散ぬとあけをよとあん藤花池の心平あるかひもなき 躬恒

〔考證〕

○日氏文集 十五律詩 渭村退居 寄禮部 崔侍郎 翰林錢舍人 詩一百韻 道園本（四叢

本） 白居易集 箋校 十五

樓額題鵲鵲 池心浴鳳凰（鵲鵲はるりかけすである。漢の武帝は甘泉苑中に鵲鵲

樓（觀）を築き、その扁額に鵲鵲の二字を題した。三輔黃圖 四 苑園、甘泉苑）

○和漢朗詠集 上、首夏 48（索引本 臨川版、新典社版）

苔生石面輕衣短 荷出池心小蓋疎 物部安興

○躬恒集 春 91 新編國歌大觀 22 頁中

ちりねとあけをよとあぬぶうの花いけのこころのあるかひもなき

散おもかけをやとぬ藤花池の心こころのあるかひもなき (類從十五輯 263 下)

あとがき

山田俊雄先生を送って間を置くこと一年、伊藤博之先生の退休記念の小文を物することになった。山田先生の時は同題の(二)であったが、今回は(三)となり、桐壺の巻の考證を結ぶことになった。山田先生との因縁については前回述べた。伊藤先生とは大学院の学生のころ京華高等学校の非常勤講師になり大変世話になった。やがて、札幌の藤女子大学へ移られ、私も大学院を終えて桜美林学園へ移り、大学の中国語中国文学科に席を置いた。この時昔のよしみで山田先生と本大学に移られていた伊藤先生に声をかけられ再び縁が濃くなったのである。不思議なことであるが因縁というものはある時は曖昧模糊となつて凡夫の目に見えなくなつていてもどこかで繋つているものであることを今更ながら実感するものである。二十年近く有難うございました。今後健康に留意され、雑務から解放された分、これまでできなかったことを心ゆくまで楽しんでいただきたい。